

## 【商品先物取引業者の皆様へ】

### 商品先物取引法に係る各種変更届についてのお知らせ

令和4年9月27日

農林水産省大臣官房  
新事業・食品産業部商品取引グループ  
経済産業省商務・サービスグループ  
商取引監督課

#### 1. 「商品先物取引業を遂行するための方法の変更届出書」(参考様式29)

「参考様式29」を提出するときに添付する「変更後の商品先物取引業を遂行するための方法を記載した書面(参考様式5)」については、次のようになりますので、間違いのないよう注意してください。

##### (1) 原則

「参考様式29」に添付するのは、「参考様式5-1」になります。

(従前の「参考様式5」は使用しない。)

##### (2) 許可更新との関係

① ドラフト提出→本申請→許可更新書の交付を経て、新たな許可の有効期間開始の日<sup>(※1)</sup>の前日まで

原則のとおり、「参考様式5-1」を添付

② 許可更新後の新たな許可の有効期間開始の日<sup>(※1)</sup>から

「参考様式5-2」<sup>(※2)</sup>を添付

※1：新たな許可の有効期間開始の日とは、既に受けている許可の有効期限の翌日です。

<例>

許可有効期限：12月31日の場合 → 1月1日

許可有効期限：1月18日の場合 → 1月19日

※2：「商品先物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」で対応を求められる事項について記載されたもの(その変更については、<参考>を参照)

○参考様式掲載の主務省HP

・農林水産省

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syoutori/gyoumuhan/sakisinnseiyousiki/index.html>

・経済産業省

<https://www.meti.go.jp/policy/commerce/youshiki/197.html>

## < 参考 >

令和 4 年 8 月 19 日 日商協HPに掲載された「【主務省】商品先物取引法の許可・登録更新に係るお知らせについて④」抜粋

### 1. 商品先物取引業者の方へ

#### (4) 「参考様式 5-2」の記載事項に変更があった場合の取扱い

許可更新では、参考様式 5-2（商品先物取引業を遂行するための方法（令和 4 年度の許可更新申請・更新後の変更届用））にマネロン等ガイドラインの実施状況を記載していただきますが、許可更新を受けた後（新たな許可有効期間の開始後）に参考様式 5-2 の記載事項又は添付書類に変更が生じたときは、次のように取り扱います。

#### ① マネロン等ガイドラインに係る記載事項に変更が生じた場合

「3. 顧客管理の方法」又は「5. 内部監査（検査）の方法」に記載された実施状況の進展、実施予定の遅延、新たな対策の実施など、記載事項に変更が生じても、変更届の対象にはなりません。

**注意：許可更新後に提出する事業報告書には、マネロン等ガイドラインの実施状況を記載する必要があります。**

#### ② 「1. 業務の執行方法」、「2. 顧客に対する勧誘の方針」又は「4. 登録外務員への指導方法及び商品デリバティブ取引に係る研修の実施」の記載事項に変更が生じた場合

これまでどおり、参考様式 29（商品先物取引業を遂行するための方法の変更届出書）による変更届が必要です。

#### ③ 添付書類に変更が生じた場合

マネロン等ガイドラインに関係するか否かにかかわらず、添付書類の変更は、参考様式 29（商品先物取引業を遂行するための方法の変更届出書）による変更届が必要です。

### 2. 許可更新の申請（本申請）後の注意事項

各種変更届は、添付書類とともに、所定の期間内に提出することになりますが、許可更新の審査・手続に影響することがありますので、本申請の後、次の事項に変更が生じたときは、早めに、電話又はメールにて主務省にお知らせいただけるようお願いします。

#### ① 商号（名称）の変更（参考様式 1 5）

#### ② 本店、支店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地の変更（参考様式 1 6）

#### ③ 役員の氏名又は名称及び住所の変更（参考様式 1 7）

以上